

食料・農業・農村政策審議会 家畜衛生部会
第67回牛豚等疾病小委員会 概要

- 日時：令和2年12月25日（金）
- 場所：持ち回り開催
- 委員（50音順、敬称略）
 - 臨時委員：佐藤 真澄、津田 知幸（委員長）、筒井 俊之、
中島 一敏、山口 俊昭
 - 専門委員：入江 正和、小渕 裕子、嶋田 誠司、芳賀 猛、
山川 睦
- 概要：
 - 1 山形県の飼養豚における豚熱陽性事例、ワクチン接種推奨地域における豚へのワクチン接種状況及び野生いのししの感染状況を確認した。その結果、山形県の飼養豚における豚熱陽性事例及び現在までの野生いのししにおける感染状況を踏まえ、ワクチン接種推奨地域の設定方法は、これまでどおり、防疫指針のとおりとすることとされた。
 - 2 今回の発生事例を踏まえ、山形県においては、疫学調査により農場へのウイルスの侵入要因を検討すること、野生いのししでの豚熱浸潤状況調査を強化すること、飼養衛生管理の徹底により農場への侵入防止を図ることが重要とされた。
 - 3 岩手県及び秋田県においては、野生いのしし対策に加え、隣接県（山形県及び宮城県）で陽性イノシシが確認された場

合に備え、ワクチン接種体制の構築を事前に進めるべきとされた。

- 4 また、山形県に加え、岩手県、宮城県及び秋田県においては、サーベイランスによる野生いのししの豚熱浸潤状況調査等を行うとともに、野生いのししの生息密度を踏まえた捕獲強化、経口ワクチンの適切な散布等の対策により、野生いのししの感染拡大を防止していくべきとされた。

(以上)

【参考】豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（令和2年7月1日農林水産大臣公表）
（抜粋）

第3-3 予防的ワクチン

1 予防的ワクチン接種に対する基本的考え方

(2) 農林水産省は、野生いのししにおける豚熱感染が継続的に確認される場合等、衛生管理の徹底のみによっては、豚等における感染の防止が困難と認められる場合には、都道府県知事による法第6条に基づく予防的ワクチン接種命令（以下「接種命令」という。）の実施を認める。

2 接種区域

(1) ワクチン接種推奨地域の設定

農林水産省は、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、①野生いのししにおける豚熱感染状況、②農場周辺の環境要因（野生いのししの生息状況、周辺農場数、豚等の飼養密度、山、河川の有無等の地理的状况等）を考慮し、豚熱ウイルスに感染した野生いのしし（以下「豚熱感染いのしし」という。）から豚等への豚熱感染のリスクが高い地域を、ワクチン接種推奨地域に設定する。